

- 1 この省令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附 則（昭和五二年四月二〇日法務省令第三五号）

1 (施行期日) この省令は、昭和五十二年五月一日から施行する。

2 (登記用紙に関する経過措置) この省令の施行の際現に存する登記用紙は、改正後の商業登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙とみなす。この場合において、この省令による改正前の附録第七号の様式の登記用紙中、予備欄の用紙で転換社債に関する登記及びその他の登記が現にされているものはこの省令による改正後の附録第七号の様式の登記用紙中予備欄の用紙及び転換社債欄の用紙と予備欄の用紙で転換社債に関する登記のみが現にされているものはこの省令による改正後の附録第七号の様式の登記用紙中転換社債欄の用紙とみなし、この省令による改正前の附録第八号の様式の登記用紙中商号・目的欄の用紙は、この省令による改正後の附録第八号の様式の登記用紙中商号・資本欄の用紙及び目的欄の用紙とみなす。

(転換社債に関する登記等に関する経過措置)

3 従前の予備欄の用紙に転換社債に関する登記及びその他の登記が現にされている場合において、この省令の施行後転換社債欄又は「その他」の事項欄に登記すべき事項の登記をするときは、転換社債に関する登記で現に効力を有するものを新転換社債欄の用紙に、又はその他の登記で現に効力を有するものを新予備欄の用紙に移記しなければならない。この場合には、新用紙に商業登記規則及び法人登記規則の一部を改正する省令（昭和五十二年法務省令第三五五号）附則第三項の規定により移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、移記された従前の登記を朱抹しなければならない。（有限会社の目的に関する登記に関する経過措置）

4 この省令の施行後、有限会社につき目的欄に登記すべき事項の登記をするときは、新目的欄の用紙にしなければならない。この場合において、従前の目的欄に余白があるときは、登記官は、その余白に朱線を交さしなければならない。

- 5 この省令の施行の際現に存する印鑑及び印鑑紙とみなす。

6 この省令の施行の際現に存する改正前の商業登記規則の規定により提出された印鑑及び印鑑紙とみなす。

(登記用紙と同一の用紙についての暫定措置)

登記規則又は法人登記規則の規定による登記用紙と同一の用紙(有限会社の商号・目的欄の用紙と同一の用紙を除く。)は、この省令の施行後一年間は、使用することができる。この場合には、附則第二項前段の規定を準用する。

附 則 (昭和六一年一月一三日法務省令第十七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年九月八日法務省令第十四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(登記用紙に関する経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する農林中央金庫原簿に記載されている事項で現に効力を有するものは、農林中央金庫の登記用紙中「その他の事項」欄に移記しなければならない。この場合には、農林中央金庫原簿の用紙及び農林中央金庫の登記用紙にこの省令附則第二項によつて移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、農林中央金庫原簿の用紙は、閉鎖しなければならない。

3 前項後段の規定により農林中央金庫原簿の用紙を閉鎖するには、当該用紙にその旨及び年月日を記載して登記官が押印しなければならない。

附 則 (平成元年四月二八日法務省令第十五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成元年五月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一五日法務省令第十六号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年八月二八日法務省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

- この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

附 則（平成二年三月三十日法務省令第二号）
（施行期日）

（第八号）この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日法務省令第一号）
（経過措置）

第二条 民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた和議事件に係る登記については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年三月一六日法務省令第二十七号）
（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一月三一日法務省令第三号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年四月二十五日法務省令第四七号）
（第三四号）

この省令は、平成十四年五月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月三一日法務省令第五五七号）抄
（施行期日）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年六月六日法務省令第五一号）
（施行期日）

この省令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年六月八日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一六日法務省令第八九号）
（施行期日）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

- （経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の商業登記規則（以下「新商業登記規則」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、同条の規定による改正前の商業登記規則（以下「旧商業登記規則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

（登記簿の改製）

第三条 登記所は、その事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る登記簿を整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十九号。以下「新商業登記法」という。）第一條の二第一号の登記簿に改製しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿については、この限りでない。

2 前項の規定による登記簿の改製は、登記用紙にされている登記で現に効力を有するものを登記記録に移記し、取締役、代表取締役、重要財産委員及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役、委員会委員、執行役及び代表執執行役）の登記にあつてはその就任の年月日（閉鎖執行した登記用紙に記載されたものを除く。）をも商号及び本店の登記にあつては現に効力を有するものの直前の変更に係る登記事項（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも移記してするものとする。

3 登記官は、前項の規定により登記を移記するときは、登記記録にその旨及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。
登記官は、前項の登記がされている相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。
登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。
附 則 (平成二十七年二月三日法務省令第 五号) 抄
(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。
- 2 第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。
- 3 登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

附 則 (平成二十七年九月二十五日法務省令第
四号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月二〇日法務省令
第三号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 (令和五年八月三日法務省令第三
四号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則 (令和五年六月一二日法務省令第
三一号) 抄

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年四月二二日法務省令第
三二号) 抄

(施行期日)

- この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一項中不動産登記規則第三条の二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十二条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定、第十三条の改正規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限

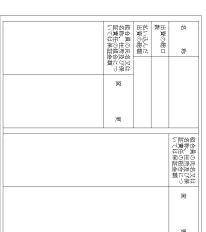
る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 錄 第 1 号 削除

附 錄 第 2 号 削除

る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 錄 第 3 号



別表（各種法人等登記簿）

区の名 称区	記録すべき事項
会社法人等番号	名称
名称譲渡人の債務に関する免責	名称譲渡人の債務に関する免責
主たる事務所の所在場所	主たる事務所の所在場所
電子提供措置の定め	電子提供措置の定め
法人の成立に関する事項	法人の成立に関する事項
目的、業務、事業又は設置する施設の名	目的、業務、事業又は設置する施設の名
役員区	役員区
代理人	代理人
共同代表に関する規定	共同代表に関する規定
職務の執行停止	職務の執行停止
その他役員等に関する事項	その他役員等に関する事項
代理権の範囲	代理権の範囲
代理人を置いた事務所	代理人を置いた事務所
従たる事務所の所在場所	従たる事務所の所在場所
区	区
従たる事務所	従たる事務所
区の事項	区の事項
その他	他の区に記録すべき事項以外の事項
区	区
事務所	事務所
従たる	従たる
企業担当者	企業担保権に関する事項
保權区	法人状況
企業担保権に関する事項	存続期間に関する定め
解散の事由の定め	解散の事由の定め
会計参与設置会社である旨	会計参与設置会社である旨
監査役設置会社である旨	監査役設置会社である旨
監査役会設置会社である旨	監査役会設置会社である旨
特別取締役による議決の定めがある旨	特別取締役による議決の定めがある旨
指名委員会等設置会社である旨	指名委員会等設置会社である旨
監査等委員会設置会社である旨	監査等委員会設置会社である旨
会計監査人設置会社である旨	会計監査人設置会社である旨
清算人会設置会社である旨	清算人会設置会社である旨
解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。）	解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。）
設立の取消し	設立の取消し
特別清算に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）	特別清算に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）

登記記録	法人の更生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）
民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）	民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。）
承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。）	承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。）
破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）	破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。）
業務及び財産の管理の委託に関する事項	業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録を起こした事由及び年月日	登記記録を起こした事由及び年月日
登記記録を閉鎖した事由及び年月日	登記記録を閉鎖した事由及び年月日
登記記録を復活した事由及び年月日	登記記録を復活した事由及び年月日